

- * 日本国憲法
 - * 教育基本法、学校教育法
 - * 学習指導要領、他教育関係諸法規
 - * 都、八丈町教育委員会の教育目標
- * 現代社会の要請
 - * 教職員の願い
 - * 保護者、地域の願い

- 学校の教育目標
- 1 進んで学習する人
 - 2 礼儀を大切にする人
 - 3 心身共に健康な人

- 特別活動の指導の重点
- 望ましい集団活動を通して、集団の一員としての自覚を深めさせ、自己を生かす能力を養う。
- 1 学級活動・生徒会活動・学校行事における指導を有機的、かつ計画的に進め、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、豊かな人間性を育成する。
 - 2 生徒会活動を活性化し、自らの役割責任を果たす活動を通して、望ましい人間関係や公共心を育てる。
 - 3 学校行事・生徒会活動など学年の枠を超えた活動を活性化させ、上級生としての自覚と下級生への思いやりの心を育てるとともに、楽しく充実した学校生活を送る態度を育成する。

- 各教科の指導の重点
- (基礎的・基本的な知識、技能の確実な習得を図り、思考力、判断力、表現力を育成するため)
- * ICT機器、視聴覚教材を活用し、生徒の興味・関心・主体性を高める。
 - * 体験的な学習や課題解決的な活動を充実させる。
 - * 授業改善推進プランや週ごとの指導計画を適宜見直し、個に応じた指導内容の厳選及び指導方法の改善、工夫を図る。
 - * 学習指導要領の目標や内容、八丈方言カリキュラムに基づいて、八丈方言や伝統文化に関する学習を取り入れる。

- 道徳教育の重点目標
- ① 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。
 - ② 郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。

- 総合的な学習の時間
- 課題解決の機会を与える探究的な学習活動を設定する。また、キャリア教育の充実重点を置き、自己の生き方を主体的に考える態度を育成する。

- 各学年の指導の重点目標
- 自己理解、他者理解、相互理解を深め、人間としての生き方を考えさせるとともに、郷土を愛し、郷土の発展に寄与する態度を育てるために、道徳の時間の確保と教育活動全体を通した道徳教育の充実を図る。また、家庭や地域と連携協力した「心の教育」の推進に努める。
- 第1学年： 集団生活を意識し、挨拶、時間、人の話を聞くなどの基本的なルールを身に付けさせる。思いやりの精神やよりよい人間関係を築こうとする心を育む。また何事にも一生懸命に取り組む前向きな姿勢を身につけさせる。郷土の伝統と文化について知識を深め、郷土愛の精神を養う。

第2学年： 中学校での集団生活の中で自分の長所や短所などを認め、長所をさらに伸ばし、生活に生かそうとする、また短所を改善しようとする態度や姿勢を育む。郷土の伝統や文化を大切にし、地域社会の発展に努める態度を育てる。

第3学年： 広い視野に立ち、自他を尊重する心を育てる。自己を見つめ、他者と高め合うことで、個性を伸ばしていく。郷土の伝統や文化に誇りをもち、郷土の発展に尽くす能力と態度を育てる。
- 特別支援学級： 障害の程度や個々の適性に応じて、通常学級（桃組、桜組）の内容を踏まえて指導する。障害や困難に負けない、明るく強い心と身体を育てることを目指す。郷土を守るために、自分たちにできることを考え、実践していく。

- | | |
|-------|---|
| 学級活動 | * 生徒の自主的活動、学業生活の指導、進路指導を通して、よりよい人間関係を作ろうとする態度を育成する。 |
| 生徒会活動 | * 生徒の自発的、自治的な集団活動を展開することにより、協力してよりよい学校生活をつくろうとする態度を育てる。 |
| 部活動 | * 文化的、体育的、生産的な集団活動を通して、個性を伸張り、上級生と下級生が協力し合おうとする態度を育てる。 |
| 学校行事 | * 各教科の成果を総合的に生かす体験活動を通して豊かな学校生活を築く態度を育てる。 |

- 特色ある教育活動
- 特別支援学級やちょんこめ作業所、大賀郷小学校との交流を通して、相互理解を深める。
 - 地域の人材を積極的に活用し、交流を通して、伝統文化の学習を充実させる。
 - キャリア教育の充実を図る。進路学習によって自己理解を深め、自己の将来を見通した進路選択、進路決定ができる力を育む。

